

技術提案項目			求める提案内容	評価の項目（審査の視点）	配点 (加算点)	加算点の評価方法	技術評価点	評価理由（下線部：減点対象箇所）	
No.	分類	提案項目							
1	1. 事業計画に 関する事項	1) 本事業の理解度	本事業の目的達成のため、設計・施工一括発注方式の利点及び本事業の内容について説明を求める。	要求水準書記載事項を踏まえ、本事業の理解度について、以下の項目について評価する。 ①設計・施工一括発注方式の利点 ②本事業の目的、背景や地域特性、制約事項	4	各項目について妥当な提案があれば2点とする。 全2項目について同様に判定し、その合計点をもって評価する。	4	①設計・施工一括発注方式の利点【妥当な提案：2点】 ・工期短縮、コスト削減、発注者の負担軽減についての記載があり、妥当な提案である。 ②本事業の目的、背景や地域特性、制約事項【妥当な提案：2点】 ・本事業の目的、背景や地域特性、制約事項についての記載があり、妥当な提案である。	
		2. 技術提案	2－1. 事業効果に関する事項	1) 効率的な整備 (工期短縮)	要求水準書記載事項を踏まえ、以下の項目について、工期短縮とコスト削減に資する、実現性及び有効性のある提案について評価する。 ①立坑築造計画 （提案する立坑築造は、立坑数、寸法、施工方法など 総合的に検討すること。） ②一次覆工計画 （提案する一次覆工は、泥水式シールド工法に関するものに限る。） ③二次覆工計画 （提案する二次覆工は、配水管の布設及び充填方法に 関するものに限る。） なお、入札参加者の施工実績（新技術を含む）があれば評価の対象とする。 補足説明 ・提案する内容は、土質条件によって左右されず、かつ本事業に適用可能なものに限る。 ・提案に関する実績は、入札参加者である特定建設共同企業体の構成員の実績に限る。 ・提案内容と実績に相違点や矛盾などがあった場合は、その項目については評価しない。 ・実績については、それを示す根拠資料等を提出すること。ただし、過去の年数制限は設けないものとする。	12	各項目について優れた提案があり、かつ実績があれば4点とし、優れた提案のみであれば2点とする。 全3項目について同様に判定し、その合計点をもって評価する。	12	①立坑築造計画【優れた提案・実績有：4点】 ・三宅立坑の省略や野達立坑の深度縮小などについての記載があり、優れた提案である。また、提案に対する実績もある。 ②一次覆工計画【優れた提案・実績有：4点】 ・三宅立坑省略に伴うシールド機械式地中接合法などについての記載があり、優れた提案である。また、提案に対する実績もある。 ③二次覆工計画【優れた提案・実績有：4点】 ・両端立坑からの2方向同時施工、充填材の流動性向上などについての記載があり、優れた提案である。また、提案に対する実績もある。
		3	2－2. 合理的な設計・施工計画に関する事項	1) 適切な設計計画	確実で円滑な工事着手のための、事前調査と詳細設計、施工計画について、具体的提案を求める。	要求水準書記載事項を踏まえ、以下の項目に関する実現性及び有効性のある提案について評価する。 ①調査・設計段階における近接構造物への影響に係る協議などを考慮した円滑な事業実施計画 ②施工性、経済性を考慮した平面・縦断線形計画 ③既設大泉緑地立坑への接続に十分配慮した設計・施工計画	9	各項目について、非常に優れた提案であれば3点とし、優れた提案のみであれば1点とする。 全3項目について同様に判定し、その合計点をもって評価する。	9
4		2) 周辺施設への影響がなく 堅牢な立坑の築造	立坑築造時における周辺の構造物等に対して地盤変状等に伴う被害が生じない施工方法や管理方法と、コンクリートの耐久性及び水密性確保の方法について、具体的提案を求める。 また、その提案内容に関する実績があれば、併せて提示を求める。	要求水準書記載事項を踏まえ、以下の項目に関する実現性及び有効性のある提案について評価する。 ①供用中の工業用水道施設や周辺の地下埋設物及び近隣構造物に影響を与えないため、周辺地盤の変状を防ぐ立坑及びその他の施工における施工方法及び管理方法 ②コンクリートの耐久性及び水密性向上のための対策 なお、入札参加者の施工実績（新技術を含む）があれば評価の対象とする。 補足説明 ・提案する内容は、土質条件によって左右されず、かつ本事業に適用可能なものに限る。 ・提案に関する実績は、入札参加者である特定建設共同企業体の構成員の実績に限る。 ・提案内容と実績に相違点や矛盾などがあった場合は、その項目については評価しない。 ・実績については、それを示す根拠資料等を提出すること。ただし、過去の年数制限は設けないものとする。	6	各項目について優れた提案があり、かつ実績があれば3点とし、優れた提案のみであれば1点とする。 全2項目について同様に判定し、その合計点をもって評価する。	6	①供用中の工業用水道施設や周辺の地下埋設物及び近隣構造物に影響を与えないため、周辺地盤の変状を防ぐ立坑及びその他の施工における施工方法及び管理方法【優れた提案・実績有：3点】 ・立坑圧入時の周面摩擦低減材の使用、立坑内自動注水による地下水位保持、地盤変位量の解析予測と多段式地中傾斜計による地盤変状把握などについての記載があり、優れた提案である。また、提案に対する実績もある。 ②コンクリートの耐久性及び水密性向上のための対策【優れた提案・実績有：3点】 ・温度応力解析によるひび割れ抑制、目地処理による打継目の止水性向上などについての記載があり、優れた提案である。また、提案に対する実績もある。	
		5	3) 高精度で確実なシールドの施工	各種施工条件（急曲線、長距離、近接施工等）を踏まえた、シールド施工方法や管理方法について、具体的提案を求める。 また、その提案内容に関する実績があれば、併せて提示を求める。	要求水準書記載事項を踏まえ、以下の項目に関する実現性及び有効性のある提案について評価する。 ①シールド線形精度を確保する方法 ②掘進停止リスクの低減方法 なお、入札参加者の施工実績（新技術を含む）があれば評価の対象とする。 補足説明 ・提案する一次覆工は、泥水式シールド工法に関するものに限る。 ・提案する内容は、土質条件によって左右されず、かつ本事業に適用可能なものに限る。 ・提案に関する実績は、入札参加者である特定建設共同企業体の構成員の実績に限る。 ・提案内容と実績に相違点や矛盾などがあった場合は、その項目については評価しない。 ・実績については、それを示す根拠資料等を提出すること。ただし、過去の年数制限は設けないものとする。	6	各項目について優れた提案があり、かつ実績があれば3点とし、優れた提案のみであれば1点とする。 全2項目について同様に判定し、その合計点をもって評価する。	6	①シールド線形精度を確保する方法【優れた提案・実績有：3点】 ・シールドジャッキ推力制御システム、クレーショックミニバック工法を用いた急曲線部におけるシールド線形確保などについての記載があり、優れた提案である。また、提案に対する実績もある。 ②掘進停止リスクの低減方法【優れた提案・実績有：3点】 ・段差配置によるビット摩耗抑制、クラッシュャー設置による排泥管閉塞防止などについての記載があり、優れた提案である。また、提案に対する実績もある。
6	2－3. 安全性の確保に関する事項	1) 労働災害事故の防止	各種施工条件（長距離、小口径等）を踏まえ、一次覆工時の出水に起因する労働災害事故の防止対策として、リスクアセスメントシートの作成を求める。	要求水準書記載事項を踏まえ、以下の観点から評価する。 ・優先度の高いリスクが網羅されているか ・リスク低減措置は具体的かつ有効性が高いか。また、ICT等の新技術を積極的に活用しているか。 補足説明 ・一次覆工は泥水式シールド工法を想定してリスクの見積りを行うこと。	10	各提案項目について優れた提案であれば1点とする。 その合計点をもって評価する。	10	【優れた提案10項目×1点＝10点】 全ての提案について、優先度の高いリスクが網羅され、かつ、リスク低減措置が具体的かつ有効性が高いものであり、優れた提案である。	
7	3. 施工実績 (工事成績)	1) 優良な工事成績点の有無	大阪府又は大阪広域水道企業団発注（単価契約によるものを除く。）の土木一式工事で、平成26年4月1日から令和6年3月31日までの間において完成検査を受け、工事成績点85点以上、80点以上84点以下、75点以上79点以下（以下、「優良な工事成績点」という。）と判定された実績の有無 ○実績については、入札参加者である特定建設企業体の代表者の実績について評価するものとする。 ○特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員として参加していた施工実績にあつては、出資比率20％以上のものに限る。 ※優良な工事成績点の加算点の複数行使は認めない。 優良な工事成績点による加算点は、当該成績を取得した対象工事ごとに令和6年度において1回に限り申請することができる。ただし、申請者が今回の入札で落札候補者にならなかった場合には、今回の入札における落札候補者決定日以降に公告される工事に限り、再度、当該対象工事にかかる優良な工事成績点を申請することができる。 なお、今回の入札公告において申請した優良な工事成績点を用いて既に落札候補者になっている場合又は本事業の入札公告日から落札候補者決定日までの間に他の工事に申請していることが判明した場合には、その判明した時期により次の①～③の措置を行う。 ①開札前に判明した場合は本技術審査資料を無効とする。 ②開札した時点から落札決定までに判明した場合は失格とする。 ③落札決定以後に判明した場合において、次年度の工事に本項目の加算点の申請はできないものとする。 （次順位者以降の者が落札候補者となった場合についても同様に扱う。） ただし、対象となる入札公告が企業団の責により取消めとなった場合は、取消めとなった入札公告において行った加算点申請はなかったものとし、①～③の措置は行わない。 優良な工事成績点を取得した対象工事であっても、平成23年4月1日以降に大阪広域水道企業団から入札参加停止の措置を受けた場合で、かつ優良な工事成績点を取得した対象工事の検査日が当該入札参加停止措置の期間の末日以前とないときは、優良な工事成績点による加算点を付与しない。		3	A：大阪府又は大阪広域水道企業団発注工事における優良な工事成績点 ・85点以上（過去10か年度の取得成績）（3点） B：大阪府又は大阪広域水道企業団発注工事における優良な工事成績点 ・80点以上84点以下（過去10か年度の取得成績）（2点） C：大阪府又は大阪広域水道企業団発注工事における優良な工事成績点 ・75点以上79点以下（過去10か年度の取得成績）（1点） A～Cの重複申請不可 最大3点	2	【B：2点】 80点以上84点以下（過去10か年度の取得成績）の実績あり。	
		2) 工事成績点に係る減点	大阪府又は大阪広域水道企業団発注（単価契約によるものを除く。）の土木一式工事で、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において完成検査を受け、工事成績点70点未満と判定された実績の有無 ○実績については、入札参加者である特定建設企業体の代表者の実績について評価するものとする。 ○特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員として参加していた施工実績にあつては、出資比率20％以上のものに限る。		－10	大阪府又は大阪広域水道企業団発注工事における工事成績点の減点 ・70点未満（過去1か年度の取得成績点）	—	大阪府又は大阪広域水道企業団発注（単価契約によるものを除く。）の土木一式工事で、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において完成検査を受け、工事成績点70点未満と判定された実績なし。	
加 算 点 合 計							49		